第２号様式（その３）（第７条関係）

整備基準適合表（道路（別表第２第４の基準の適用を受けるものを除く。））

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備部分・  整備項目 | 整　備　基　準 | | 記載図面の  名称及び番号 | 整備内容 | 適合  状況 | ※  判定欄 |
| １　歩　道 | イ　有効幅員200㎝以上（トンネル、橋りょう部を除く。） | |  | （有効幅員）  ㎝ | 適否 |  |
|  | ロ　歩道の車道等に対する高さは5cmを標準（停留所部分15cmを標準） | |  | （歩道の高さ）  　　　　　　㎝ | 適否 |  |
|  | ハ　歩道と車道等の境界に縁石等を設置 | |  | （講じた措置） | 適否 |  |
|  | ニ　横断勾配2％以下 | |  | （横断勾配）  ％ | 適否 |  |
|  | ホ　縦断勾配5％以下（やむを得ない場合は8％以下） | |  | （縦断勾配）  ％ | 適否 |  |
|  | へ　交差点又は横断歩道で車道等に接続する部分の歩道の縁端の段差2㎝以下 | |  | （段差処理） | 適否 |  |
|  | ト　ヘの段差に接続する歩道の部分は、車いす使用者が静止し円滑に転回できる構造（やむを得ない場合を除く。） | |  | （講じた措置） | 適否 |  |
|  | チ　表面の仕上げは、滑りにくい材料 | |  | （仕上げ材） | 適否 |  |
|  | リ　切下げ部へのすりつけ勾配5％以下（やむを得ない場合は8％以下） | |  | (すりつけ勾配）　　　％ | 適否 |  |
|  | ヌ　歩道内に設ける排水溝等につえ等が落ち込まない形状の溝蓋の設置 | |  | （講じた措置） | 適否 |  |
|  | ル　視覚障がい者誘導  　　用ブロック等 | (ｲ)視覚障がい者の多い歩道、駅等と施設の間には必要に応じ設置 |  | （講じた箇所） | 適否 |  |
|  | (ﾛ)　横断歩道の直前・直後に設置 |  | （講じた箇所） | 適否 |  |
|  | (ﾊ)　色彩は、原則黄色 |  | （ブロック等）  　　　　　　色  （周囲の床材）  　色 | 適否 |  |
| ２　立体横断施設 | イ　有効幅員200cm以上（地下横断歩道300cm以上） | |  | （有効幅員）  ㎝ | 適否 |  |
| ロ　傾斜路又は傾斜路付き階段の設置（昇降装置等を設置する場合を除く。） | | （講じた措置） | 適否 |  |
| ハ　階段等の高さ300cmを超える場合、その途中に踊り場を設置 | | （講じた措置） | 適否 |  |
|  | ニ　階段の踏面・路面の表面は、滑りにくい材料 | |  | （仕上げ材） | 適否 |  |
| ホ　階段等及びその踊り場には手すりを両側に設置 | | （両側手すり）  有 ・ 無 | 適否 |  |
| ヘ　視覚障がい者誘導用ブロック等 | (ｲ)　階段等の上下端に近接する通路、歩道、階段踊り場に設置 | （講じた箇所） | 適否 |  |
|  | (ﾛ)　色彩は、原則黄色 |  | （ブロック等）  　　　　　　色  （周囲の床材）  　　　 　 色 | 適否 |  |